

お客様各位

この度は弊社旅行事故対策費用保険をご契約いただき誠にありがとうございます。

2023 年 11 月 1 日以降を申込日（契約内容変更依頼日）とするご契約（契約内容変更）につきまして、Web システムを利用してお手続きいただいた場合に普通保険約款および特約の改定を行い適用いたしますのでご案内いたします。

ご不明な点等ございましたら取扱代理店または弊社にお問い合わせください。

【改定内容】

- 1. 書面が必要であった手続きの一部を Web システム（情報処理機器）でも可能とするため、該当する手続きにおいて規定されている「書面」に情報処理機器を追加した「書面等」に変更します。
- 2. 「保険契約の締結に関する特約」および「保険料の払込みに関する特約（包括型）」を追加して適用します。

【改定箇所】

- 1. 旅行事故対策費用保険普通保険約款
 - （1）第 1 条（用語の定義）に「書面等」の定義を追加します。

第 1 条（用語の定義）

用語 (50 音順)	定義
書面等	書面または情報処理機器等の通信手段をいいます。

（2）以下の規定にある「書面」を「書面等」に改めます。なお、改定となる条項のみを記載しており、その他の条項については変更ありません。

- 第 15 条（告知義務）（3）③
 - 第 19 条（保険契約者による保険契約の解除）
 - 第 22 条（保険料の返還または請求—告知義務等の場合）（2）および（4）
 - 第 26 条（事故の通知）（1）および（2）
2. 以下の「保険契約の締結に関する特約」および「保険料の払込みに関する特約（包括型）」を追加して適用します。

保険契約の締結に関する特約

第 1 条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50 音順）	定義
契約意思の表示	保険契約申込みの意思の表示をいいます。

情報処理機器等の通信手段	インターネット等の通信ネットワークを含みます。
通知書	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
申込書	所定の保険契約申込書をいいます。

第 2 条（保険契約の申込み）

- （1）当会社に対して保険契約の申込みをしようとする者は、所要の事項を記載した申込書を当会社に直接提出することのほか、次に掲げるいずれかの方法により、保険契約の申込みをすることができるものとします。
 - ① 申込書に所要の事項を記載し、当会社に通信により送付すること。
 - ② 当会社の定める手続に従い、電話、情報処理機器等の通信手段を媒介とし、当会社に対し契約意思の表示をすること。
- （2）（1）①の規定により当会社が申込書の送付を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書を保険契約者に送付するものとします。
- （3）（1）②の規定により当会社が契約意思の表示を受けた場合は、当会社は、保険契約引受の可否を審査し、引受けを行うものについては、通知書および申込書を保険契約者に送付し、または電子データメッセージによる通知を保険契約者に送信するものとします。
- （4）（3）の規定により当会社から申込書が送付された場合には、保険契約者は、申込書に所要の事項を記載し、所定の期間内に当会社へ返送するものとします。
- （5）保険契約者により（4）の申込書が所定の期間内に当会社に返送されない場合には、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、（1）②に規定する申込みがなかったものとして取り扱います。

第 3 条（告知義務の取扱い）

- （1）当会社は、普通保険約款第15条（告知義務）（3）に規定する場合のほか、次のいずれかに該当する場合についても、同条（2）の規定を適用しません。
 - ① 保険媒介者（注）が、保険契約者または被保険者が告知事項について当会社に事実を告げることを妨げた場合
 - ② 保険媒介者（注）が、保険契約者または被保険者に対して、告知事項について当会社に事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合
- （2）（1）の規定は、保険媒介者（注）による（1）①および②の行為がなかったとしても保険契約者または被保険者が事実を告げず、または事実と異なることを告げたと認められる場合には適用しません。

（注）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいい、当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

第 4 条（保険料の払込方法）

保険契約者は、第 2 条（保険契約の申込み）（2）の通知書または同条（3）の通知書もしくは電子データメッセージによる通知およびこの保険契約に付帯された保険料の払込みに関する特約に従い、保険料を払い込まなければなりません。

第 5 条（保険料不払による保険契約の解除）

- （1）当会社は、通知書または電子データメッセージによる通知に記載された保険料（注）の払込期日の属する月の翌月末日までに、その払込期日までに払い込まれるべき保険料（注）の払込みがない場合には、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。
- （2）（1）の規定にかかわらず、当会社は、保険料の払込みに関する特約（包括型）第 2 条（保険料の払込方法）⑤の方法で保険料を払い込む場合において、保険期間の初日の前日までの当会社の指定した日までに、払込期日までに払い込まれるべき保険料（注）の払込みがないときは、保険契約者に対する書面等による通知をもって、この保険契約を解除することができます。この場合の解除は、保険契約の引受けを行った日から将来に向かってその効力を生じます。

（注）保険料を分割して払い込む場合には、第 1 回の保険料をいいます。

第 6 条（この特約による当会社への通知方法）

保険契約者または被保険者が、契約内容変更その他当会社の定める通知を行う場合は、書面または電話、情報処理機器等の通信手段によって行うものとします。

第 7 条（他の特約との関係）

この保険契約の保険料が保険契約の締結と同時に払い込まれない場合において、この保険契約に付帯される他の特約に、「保険契約の締結と同時に保険料を払い込む」旨の保険料の払込方法に関する規定があるときは、その規定を適用しません。

第 8 条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

第1条（用語の定義）告知事項の定義

「 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書、通知書もしくはそれに代わる書面の記載事項とすること、または電話、情報処理機器等の通信手段（注1）において確認事項とすることによって、当会社が告知を求めたものをいいます。（注2）
（注1）インターネット等の通信ネットワークを含みます。
（注2）他の保険契約等に関する事項を含みます。 」

第9条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこの保険契約に付帯された特約の規定を準用します。

保険料の払込みに関する特約（包括型）

第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

用語（50音順）	定義
会員規約等	クレジットカード発行会社との間で締結した会員規約等をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードまたは国際ブランドデビットカードをいいます。
コード決済	前払式支払手段のうち、料金・代金等の請求データを二次元コードやバーコードに変換し、決済端末等またはスマートフォン等モバイル機器のカメラ機能を用いて読み込み、電磁的方法により記録された金額情報を用いて代価の弁済を行う支払手段をいいます。
指定前払式支払手段	当会社の指定する前払式支払手段をいいます。
商品券等	前払式支払手段のうちプリペイドカード以外のもので、代価の弁済に充てることができる金額が証票に記載され、発行者等（注）に交付して使用するものをいいます。 （注）前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
他の特約	普通保険約款に付帯されている他の特約をいいます。
通信料金等	基本使用料、通話料ならびにパケット通信料等の電気通信事業者が定める通信サービスに関する料金および有料サービス（注）料金の総称をいいます。

	（注）申込みにより有料で提供を受けることができるサービスであって、電気通信事業者以外の者が、電気通信事業者がその料金を請求することについて、電気通信事業者の承諾を得たうえで提供するものをいいます。
通信料金等との合算による保険料払込みの取扱い	当会社から保険料請求権を譲り受けた電気通信事業者に対して、保険契約者が通信料金等の払込みと合わせて、保険料を払い込むことをいいます。
通知書	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を記載した通知書をいいます。
電気通信事業者	電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条の登録を受けた者および第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。
電子データメッセージ	保険料、保険料払込期日、保険料の払込方法等を明示したものをいいます。
電子マネー決済	前払式支払手段のうち、電磁的方法により記録された金額情報を用いて代価の弁済を行う支払手段をいいます。
払込票	次のいずれかによるものをいいます。 ① 当会社所定の書面による保険料払込票 ② 当会社が定める情報処理機器等の通信手段により提示する保険料払込票
プリペイドカード	前払式支払手段のうち、代価の弁済に充てることができる金額が証票に電磁的方法（注1）により記録され、その発行者等（注2）に提示して使用するものをいいます。 （注1）電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。 （注2）前払式支払手段の発行者またはその指定する者をいいます。
保険料	この保険契約の保険料（注）をいいます。 （注）契約内容変更時の追加保険料を含みます。
保険料払込期日	保険証券記載の払込期日をいいます。
前払式支払手段	商品券等、プリペイドカード、電子マネー決済またはコード決済をいいます。

第2条（保険料の払込方法）

保険契約者は、当会社が交付する通知書（注1）に従い、その通知書（注1）に記載された次に掲げる①から⑤までのいずれかの方法により、この保険契約に定められた保険料の全額を当会社に払い込まなければなりません。

- ① クレジットカード。ただし、会員規約等に基づくクレジットカードの使用権者（注2）と保険契約者が同一である場合に限りします。
- ② 通信料金等との合算による保険料払込みの取扱い。ただし、当会社の指定する電気通信事業者を利用した場合に限りします。
- ③ 指定前払式支払手段
- ④ 払込票
- ⑤ ①から④までに掲げる方法以外の当会社が指定する方法

（注1）電子データメッセージを含みます。なお、保険契約の締結と同時に保険料を払い込む場合には保険料払込期日の記載または通知書の交付を省略することがあります。
（注2）会員として認められた法人または団体を含みます。

第3条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱いークレジットカードによる保険料払込みの場合）

- （1）保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料をクレジットカードを使用して払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、クレジットカード発行会社へそのクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認を行ったうえで、クレジットカードを使用した保険料の払込みを承認します。
- （2）保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合には、当会社が（1）の承認を行った時（注）以降、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。
- （3）当会社は、次のいずれかに該当する場合には、（2）の規定は適用しません。

- ① 当会社がクレジットカード発行会社から保険料相当額を領収できない場合。ただし、保険契約者が会員規約等に従いクレジットカードを使用し、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額の全額を既に払い込んでいる場合には、（2）の規定を適用します。
- ② 会員規約等に定める手続が行われない場合

（注）保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第4条（保険料領収前に生じた保険事故の取扱いー通信料金等との合算による保険料払込みの場合）

- （1）保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料を通信料金等との合算による保険料払込みの取扱いにより払い込む旨の申出があった場合には、当会社は、合算払込みにかかる電気通信事業者による認証および承認がなされたことの確認を行ったうえ

で、通信料金等との合算による保険料の払込みを承認します。

(2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みに通信料金等との合算による保険料払込みの取扱いを選択した場合には、当社が(1)の承認を行った時(注)以降、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(3) 当社が電気通信事業者からこの保険契約の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、(2)の規定を適用しません。ただし、保険契約者が通信料金と合わせて保険料を払い込んでおり、電気通信事業者に対して保険料相当額の全額が既に払い込まれている場合には、(2)の規定を適用します。

(注) 保険期間の開始前に承認した場合は、保険期間の開始した時とします。

第5条 (保険料領収前に生じた保険事故の取扱い—指定前払式支払手段による保険料払込みの場合)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料の全部または一部を、指定前払式支払手段により払い込む旨の申出があった場合には、当社は、指定前払式支払手段による保険料の払込みを承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みに指定前払式支払手段を使用した場合には、当社は、次に掲げる時(注1)以降に生じた保険事故については、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。ただし、保険契約者が、偽造または変造された指定前払式支払手段を使用した場合には、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用します。
- ① 指定前払式支払手段が商品券等の場合には、保険契約者から、券面額が指定前払式支払手段により払い込む保険料相当額である指定前払式支払手段の交付を受けた時
 - ② 指定前払式支払手段がプリペイドカードの場合には、指定前払式支払手段により払い込む保険料相当額が、保険契約者が提示した指定前払式支払手段から電磁的方法(注2)により引き落とされた時
 - ③ 指定前払式支払手段が電子マネー決済またはコード決済の場合には、保険契約者がこれらの支払手段の会員規約またはサービス利用規約等に従い決済手続を行い、指定前払式支払手段により払い込む保険料相当額全額の決済手続が完了した旨の通知が決済端末等またはスマートフォン等モバイル機器に表示された時
- (3) 保険料の一部を指定前払式支払手段で払い込む場合には、指定前払式支払手段以外で払い込まれるべき保険料を領収した時以降についてのみ、(2)の規定を適用します。

(注1) 保険期間の開始前に承認した場合には、保険期間の開始した時とします。

(注2) 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいいます。

第6条 (保険料領収前に生じた保険事故の取扱い—払込票による保険料払込みの場合)

- (1) 保険契約者から、この保険契約の申込時または契約内容変更依頼時に保険料を払込票を使用して払い込む旨の申出があった場合には、当社は、払込票による保険料の払込みを承認します。
- (2) 保険契約者が、この保険契約の保険料の払込みに払込票を使用した場合には、当社は、保険契約者が保険料払込みの窓口で払込みを行った時(注)以降、普通保険約款および他の特約に定める保険料領収前に生じた保険事故の取扱いに関する規定を適用しません。

(注) 保険期間の開始前に承認した場合には、保険期間の開始した時とします。

第7条 (保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い—クレジットカードによる保険料払込みの場合)

- (1) 第3条(保険料領収前に生じた保険事故の取扱い—クレジットカードによる保険料払込みの場合)(3)①の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が、クレジットカード発行会社に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が会員規約等に従い、クレジットカードを使用した場合において、(1)の規定により当社が保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第3条(保険料領収前に生じた保険事故の取扱い—クレジットカードによる保険料払込みの場合)(2)の規定を適用します。

第8条 (保険料の直接請求および請求保険料払込後の取扱い—通信料金等との合算による保険料払込みの場合)

- (1) 第4条(保険料領収前に生じた保険事故の取扱い—通信料金等との合算による保険料払込みの場合)(3)の保険料相当額を領収できない場合には、当社は、保険契約者にその保険料を直接請求できるものとします。この場合において、保険契約者が電気通信事業者に対してこの特約が付帯された保険契約にかかわる保険料相当額を既に払い込んでいるときは、当社は、その払い込んだ保険料相当額について保険契約者に請求できないものとします。
- (2) 保険契約者が通信料金等との合算による保険料払込みの取扱いを行

った場合において、(1)の規定により当社が保険契約者に保険料を請求し、保険契約者が遅滞なくその保険料を払い込んだときは、第4条(保険料領収前に生じた保険事故の取扱い—通信料金等との合算による保険料払込みの場合)(2)の規定を適用します。

第9条 (返還保険料の取扱い)

- (1) 普通保険約款および他の特約の規定により、当社が保険料を返還する場合は、当社は、保険契約者が保険料を払い込んだ第2条(保険料の払込方法)の方法によって保険料を返還します。
- (2) (1)の規定は、保険契約者が保険料を払い込んだ第2条(保険料の払込方法)の方法によって保険料を返還できない事情がある場合は適用しません。

第10条 (準用規定)

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款および他の特約の規定を準用します。